

令和5年度実施
法科大学院認証評価
評価報告書

東京大学大学院法学政治学研究科
法曹養成専攻

令和6年3月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

目次

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した法科大学院認証評価について	・ ・	i
I 認証評価結果	・ ・ ・ ・ ・	1
II 基準ごとの評価	・ ・ ・ ・ ・	3
領域1 法科大学院の教育活動等の現況（基準1-1～1-3）	・ ・ ・ ・ ・	3
領域2 法科大学院の教育活動等の質保証（基準2-1～2-6）	・ ・ ・ ・ ・	5
領域3 教育課程及び教育方法（基準3-1～3-7）	・ ・ ・ ・ ・	8
領域4 学生の受入及び定員管理（基準4-1～4-3）	・ ・ ・ ・ ・	12
領域5 施設、設備及び学生支援等の教育環境（基準5-1～5-2）	・ ・ ・ ・ ・	13
付録1 別紙様式一覧		
付録2 根拠資料一覧		
自己評価書		

1. 令和5年度に機構が実施した法科大学院認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が、法科大学院を置く大学からの求めに応じて、法科大学院に対して実施する評価（以下「評価」という。）においては、我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、機構が定める法科大学院評価基準（以下「評価基準」という。）に基づき、次のことを実施します。

- (1) 法科大学院の教育活動等の質を保証するため、法科大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。
- (2) 当該法科大学院の教育活動等の質の向上及び改善を促進するため、法科大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該法科大学院を置く大学に通知すること。
- (3) 法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、法科大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

2 評価の実施体制

法科大学院に関し高く広い知見を有する大学関係者及び法曹関係者並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験を有する者により構成される法科大学院認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）の下に、実際の評価作業を行う評価部会を設置するとともに、評価部会等における横断的な事項の審議、評価結果（原案）の調整を行うため運営連絡会議を設置し、評価を実施します。

また、適合と認定されない評価結果（案）に対する意見申立ての審査を行うため、今年度の評価に加わらなかった者から構成される意見申立審査専門部会を設置します。

3 評価方法及びプロセスの概要

(1) 法科大学院における自己評価

「自己評価実施要項」に従い自己評価書を作成し、機構に提出します。

機構が定める法科大学院評価基準に適合しないと判断された法科大学院に係る追評価においては、「追評価実施要項」に従い、本評価において満たしていないとされた基準について自己評価書を作成し、機構に提出します。

(2) 機構における評価

- ① 書面調査：提出された自己評価書（関連資料・データ等を含む。以下同様。）について調査・分析を行い、対象法科大学院の教育活動等の状況が基準を満たしているかどうか判断を行います。また、法曹養成の基本理念や対象法科大学院の目的を踏まえて、特に重要と思われる点を指摘事項として抽出します。
- ② 訪問調査：書面調査では確認することのできない内容等を中心として、対象法科大学院を訪問し現地調査を行います。なお、追評価においては、訪問調査は必要に応じて実施することとしています。
- ③ 評価結果の取りまとめ：書面調査による分析結果に訪問調査で得られた知見を加え、基準を満

たしているかどうかの最終的な判断を行った上で評価結果（案）を作成し、意見の申立ての手続きを経て評価結果として取りまとめます。

- ④ 適合認定：評価の結果、各基準の判断結果を総合的に考慮し、評価基準に適合していると認める場合、対象法科大学院に適合認定を与えます。

追評価においては、本評価時に満たしていないとされた基準について満たしているか否かの判断を行い、先の本評価と併せて総合的に考慮し、評価基準に適合していると認める場合、対象法科大学院に適合認定を与えます。

4 評価のスケジュール

(1) 本評価

- ① 機構は、令和4年6月に、申請を予定している法科大学院関係者に対し、評価の基準や方法等について説明会を実施するとともに、当該法科大学院の自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載等について同様の方法により研修を実施しました。

また、令和4年9月までに申請した法科大学院の求めに応じて、各法科大学院の状況に即した自己評価書の作成に関する個別研修を実施しました。

- ② 機構は、令和4年7月から9月にかけて申請を受け付け、最終的に以下の11法科大学院の評価を実施しました。

○ 国立大学（8法科大学院）

- ・ 東北大学大学院法学研究科綜合法制専攻
- ・ 東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻
- ・ 名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻
- ・ 京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻
- ・ 大阪大学大学院高等司法研究科法務専攻
- ・ 神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻
- ・ 広島大学大学院人間社会科学研究科実務法学専攻
- ・ 九州大学大学院法務学府実務法学専攻

○ 公立大学（2法科大学院）

- ・ 東京都立大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻
- ・ 大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻

○ 私立大学（1法科大学院）

- ・ 学習院大学大学院法務研究科法務専攻

- ③ 機構は、令和5年6月に機構の評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務を遂行できるよう、評価の目的、内容及び方法等について研修を実施しました。

- ④ 機構は、令和5年6月末までに対象法科大学院を置く大学から自己評価書の提出を受けました。

※ 自己評価書提出後の対象法科大学院の評価は、次のとおり実施しました。

5年7月	書面調査の実施
8月	評価部会 ・ 基準ごとの判断の検討 ・ 書面調査による分析結果の整理
10～11月	訪問調査の実施
12月	評価部会 ・ 評価結果（原案）の作成
6年1月	運営連絡会議、評価委員会 ・ 評価結果（案）の取りまとめ 評価結果（案）を対象法科大学院を置く大学に通知
3月	評価委員会 ・ 評価結果の確定

(2) 追評価

- ① 機構は、令和5年6月末までに、以下の1法科大学院から申請を受け付け、追評価を実施しました。
- 私立大学（1法科大学院）
 - ・ 上智大学大学院法学研究科法曹養成専攻
- ②機構は、令和5年7月末までに、対象法科大学院を置く大学から自己評価書の提出を受けました。

※ 自己評価書提出後の対象法科大学院の評価は、次のとおり実施しました。

5年8月	書面調査の実施
10月	評価部会 ・ 基準ごとの判断の検討 ・ 書面調査による分析結果の整理
12月	訪問調査の実施
1月	評価部会 ・ 評価結果（原案）の作成
6年1月	運営連絡会議、評価委員会 ・ 評価結果（案）の取りまとめ 評価結果（案）を対象法科大学院を置く大学に通知

5 評価結果

令和5年度に本評価を実施した11法科大学院の全てが評価基準に適合しているとする評価結果となりました。

また、令和5年度に追評価を実施した1法科大学院は、先の評価と併せて、評価基準に適合しているとする評価結果となりました。

(1) 本評価

- 評価基準に適合している法科大学院 (11法科大学院)
 - ・東北大学大学院法学研究科総合法制専攻
 - ・東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻
 - ・名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻
 - ・京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻
 - ・大阪大学大学院高等司法研究科法務専攻
 - ・神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻
 - ・広島大学大学院人間社会科学研究科実務法学専攻
 - ・九州大学大学院法務学府実務法学専攻
 - ・東京都立大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻
 - ・大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻
 - ・学習院大学大学院法務研究科法務専攻

(2) 追評価

- 先の評価と併せて評価基準に適合している法科大学院
 - ・上智大学大学院法学研究科法曹養成専攻

6 評価結果の公表

評価結果は、対象法科大学院を置く大学に提供するとともに、文部科学大臣に報告しました。また、対象法科大学院ごとに「令和5年度実施法科大学院認証評価 評価報告書」として、ウェブサイト (<https://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表しました。

7 法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員（令和6年3月現在）

(1) 法科大学院認証評価委員会

石井 徹哉	大学改革支援・学位授与機構教授
宇加治 恭子	明倫国際法律事務所弁護士
大澤 裕	東京大学教授
沖野 眞己	東京大学教授
奥田 隆文	森・濱田松本法律事務所弁護士
金井 康雄	元札幌高等裁判所長官
紙谷 雅子	学習院大学名誉教授
唐津 恵一	東海大学教授
北村 雅史	関西大学教授
◎木村 光江	日本大学教授
小林 哲也	小林総合法律事務所弁護士
清水 秀行	日本労働組合総連合会事務局長
茶園 成樹	大阪大学教授
土井 真一	京都大学教授
富所 浩介	読売新聞東京本社論説副委員長
中川 丈久	神戸大学教授
服部 高宏	追手門学院大学教授
濱田 毅	同志社大学教授
前澤 達朗	司法研修所教官
○松下 淳一	東京大学教授
峰 ひろみ	東京都立大学教授
山下 隆志	池袋公証役場公証人
山本 和彦	一橋大学教授
横山 美夏	京都大学教授

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 法科大学院認証評価委員会運営連絡会議

青井未帆	学習院大学教授
青木哲	神戸大学教授
石井徹哉	大学改革支援・学位授与機構教授
宇藤崇	神戸大学教授
奥田隆文	森・濱田松本法律事務所弁護士
北川佳世子	早稲田大学教授
木村光江	日本大学教授
小池泰	九州大学教授
小柿徳武	大阪公立大学教授
下井康史	大学改革支援・学位授与機構客員教授
田高寛貴	慶應義塾大学教授
○中川丈久	神戸大学教授
成瀬幸典	東北大学教授
野口貴公美	一橋大学教授
服部高宏	追手門学院大学教授
松下淳一	東京大学教授
峰ひろみ	東京都立大学教授
毛利透	京都大学教授
山川隆一	明治大学教授
◎山本和彦	一橋大学教授

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 法科大学院認証評価委員会評価部会

(第1部会)

秋葉康弘	中央大学教授
新井誠	広島大学教授
石井徹哉	大学改革支援・学位授与機構教授
上松健太郎	弁護士法人オールスター弁護士
○宇藤崇	神戸大学教授
久保大作	大阪大学教授
○田高寛貴	慶應義塾大学教授
野口貴公美	一橋大学教授
星周一郎	東京都立大学教授
村上正子	名古屋大学教授
山口温子	上田廣一法律事務所弁護士
◎山川隆一	明治大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(第2部会)

- 青井未帆 学習院大学教授
石井徹哉 大学改革支援・学位授与機構教授
大江裕幸 東北大学教授
奥田隆文 森・濱田松本法律事務所弁護士
○小池泰 九州大学教授
齊藤彰子 名古屋大学教授
齊藤真紀 京都大学教授
佐藤隆之 慶應義塾大学教授
下井康史 大学改革支援・学位授与機構客員教授
◎服部高宏 追手門学院大学教授
廣澤努 熱田・廣澤法律事務所弁護士
藤本利一 大阪大学教授
峰ひろみ 東京都立大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(第3部会)

- 青木哲 神戸大学教授
栗田知穂 慶應義塾大学教授、銀座高橋法律事務所客員弁護士
石井徹哉 大学改革支援・学位授与機構教授
石田剛 一橋大学教授
◎北川佳世子 早稲田大学教授
○小柿徳武 大阪公立大学教授
佐々木雅寿 北海道大学教授
須藤陽子 立命館大学教授
高橋宏司 同志社大学教授
栃木力 名川・岡村法律事務所客員弁護士
堀江慎司 京都大学教授
宮路真行 宮路法律事務所弁護士

※ ◎は部会長、○は副部会長

(第4部会)

石井徹哉	大学改革支援・学位授与機構教授
内村涼子	日比谷晴海通り法律事務所弁護士
下井康史	大学改革支援・学位授与機構客員教授
関根由紀	神戸大学教授
◎成瀬幸典	東北大学教授
藤澤治奈	立教大学教授
堀野出	九州大学教授
村田涉	中央大学教授
○毛利透	京都大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(追評価部会)

石井徹哉	大学改革支援・学位授与機構教授
小林哲也	小林総合法律事務所弁護士
○茶園成樹	大阪大学教授
◎土井真一	京都大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

2. 評価報告書の内容について

「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、機構が定める評価基準に適合しているか否かを記述しています。

追評価については、本評価において満たしていないと判断された基準について満たしているか否かの判断を行い、先の本評価の結果と併せて総合的に考慮し、機構が定める評価基準に適合しているか否かを記述しています。

また、評価基準に適合していないと判断された場合は、その理由を、満たしていない基準については、その具体的な内容を「改善を要する点」として記述しています。

さらに、そのほかの指摘事項（優れた点、特色ある点、改善が望ましい点）がある場合には、上記結果と併せて記述しています。

- ・ 「優れた点」については、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、優れている取組と判断されるもの。
- ・ 「特色ある点」については、「優れた点」とまではいえないが、特色ある取組であり、今後も継続して実施することが期待されるもの。
- ・ 「改善が望ましい点」については、基準を満たしていないとまではいえないが、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、改善が望ましいと判断されるもの。

「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準ごと（追評価については、本評価で満たしていないと判断された基準ごと）に「評価結果」において、基準を満たしているかどうか、及び「評価結果の根拠・理由」においてその根拠・理由を明らかにしています。また、基準を満たしていない場合は「改善を要する点」においてその具体的な内容を記述しています。

追評価においては、本評価で満たしていないと判断された基準について、上記と同様に記述しています。

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」では、評価結果の確定前に対象法科大学院を置く大学に通知した評価結果（案）の内容等に対し、意見の申立てがあった場合に、当該申立ての内容を転載するとともに、それに対する評価委員会の対応を記述しています。

I 認証評価結果

東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻は、各基準の判断結果を総合的に考慮した結果、大学改革支援・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合している。

【判断の理由】

法科大学院評価基準を構成する 21 の基準のうち、改善を要する点が認められる基準 3 - 4 を除く全ての基準を満たしており、各基準の判断結果を総合的に考慮すれば、法科大学院の教育活動等の状況が法科大学院評価基準に適合している。

当該法科大学院の優れた点として、次のことが挙げられる。

- 研究論文やリサーチペーパーの執筆を通じ、多くの学生が研究活動に取り組んでいるほか、学生主体で編集する「東京大学法科大学院ローレビュー」が刊行されている。当該ローレビューの編集委員経験者や論文掲載経験者から、修了後に研究者として活躍する者が多数輩出されており、具体的には、令和元年度から令和5年度の間、博士課程に進学した者5人のうち3人、助教となった者19人のうち12人は、当該ローレビューの編集委員経験者や論文掲載経験者となっている。また、国際機関や国外の法律事務所等における国際的なルール作りや紛争解決の場面で、各国の一流の実務家と渡り合える人材を多数輩出するため、修了者を国際機関や海外の著名な法律事務所に1ヶ月前後派遣する海外派遣プログラムが実施されている。(基準2-3)
- コーポレート・ガバナンス及びM&A (Mergers and Acquisitions) に関する諸問題を扱う「英語で学ぶ法と実務1」並びに国際的紛争解決手続を扱う「英語で学ぶ法と実務2」のほか、統一テーマの下、欧米の研究者や弁護士を招へいし、合宿形式で集中的に英語による授業を行う「グローバル・ビジネスロー・サマープログラム」など、受講者自ら英語で質問し議論に参加することを求める授業が開講されており、先端的・国際的法分野を担うことのできる人材が多数養成されている。(基準2-3)

当該法科大学院の特色ある点として、次のことが挙げられる。

- 令和元年度以降、新たに3人の外国人の常勤専任教員を採用しており、英語による授業を一層充実させている。(基準1-2)
- 令和3年度及び令和4年度に司法研修所の民事及び刑事裁判教官等による授業参観を実施し、参観後は、法学政治学研究科長や法曹養成専攻長、担当教員との意見交換を行うなど、外部の法曹関係者との交流が定期的に行われており、法科大学院における教育の現状や改善点、法科大学院における教育が修了者にもたらす効果について、外部からの視点も踏まえた把握に努めている。(基準2-5)
- 法科大学院の教育を支援又は補助する者として、法学未修者の文章力強化のための未修者指導講師(当該法科大学院の修了者)が配置されている。未修者指導講師の選任は、法科大学院同窓会に候補者の推薦を依頼し、法曹養成専攻学務委員会の議を経ることで決定されていること、及び、未修者指導講師には業務内容を記載した資料を事前に配付することにより、当該講師に対する教育の質の維持、向上を図る具体的な取組が組織的に実施されている。(基準2-5)

当該法科大学院の改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 法律基本科目以外の科目における1授業科目について、履修学生数が200人を超えているため、問題の要因を検討し、同時に授業を行う学生数を適切な規模に維持するよう適切な対応をとる必要がある。(基準3-4)
- 各授業科目における授業時間の設定として、法学政治学研究科規則における規定内容は、1単位当たり毎週1時間15回の授業を実施することを前提としているが、実際に実施されている1回当たりの授業時間及び授業回数は、当該規則における規定内容と整合していない。(基準3-4)

当該法科大学院の改善が望ましい点として、次のことが挙げられる。

- 1授業科目における履修学生数及び平常点評価に関し、前回の認証評価において指摘された点について、十分な改善が図られているとはなお認められないことから、法科大学院認証評価等第三者からの指摘に対して、指摘に関する要因を検討し、迅速かつ的確に対応することが望ましい。(基準2-4)

II 基準ごとの評価

領域1 法科大学院の教育活動等の現況

基準1-1 法科大学院の目的が適切に設定されていること

【評価結果】 基準1-1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

法科大学院の目的が適切に設定され、教育の理念、目標、養成しようとする人材像等が明確である。

基準1-2 教育活動等を展開する上で必要な教員等が適切に配置されているとともに、必要な運営体制が適切に整備されていること

【評価結果】 基準1-2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

別紙様式1-2-1-1のとおり、大学院設置基準等各設置基準及び告示に照らして、基準数以上の専任教員並びに兼担及び兼任教員が配置され、その年齢の構成は、著しく偏っておらず、性別その他の多様な属性により構成されるよう配慮されている。令和元年度以降、新たに3人の外国人の常勤専任教員を採用しており、英語による授業を一層充実させている。

教育上主要と認める授業科目については、ほぼ全ての授業科目が専任の教授又は准教授によって担当されている。専任の教授又は准教授によって担当されていない授業科目についても、専任の教授又は准教授が授業の内容、実施、成績に関して責任を持っている。

法科大学院の運営に関する重要事項を審議する組織として、法曹養成専攻教授会及び法曹養成専攻教育会議が置かれている。法曹養成専攻教授会は、法曹養成専攻に関する教員の人事及び法曹養成専攻の管理運営に関する重要事項等を審議決定している。また、法曹養成専攻教育会議は、法曹養成専攻基幹講座の専任教授及び准教授、総合法政専攻博士後期課程基幹講座の専任教授又は准教授であって法曹養成専攻を担当する者、法曹養成専攻に置かれた協力講座の教授及び准教授、並びに法曹養成専攻を兼担する他部局の教授及び准教授により構成されており、学校教育法第93条に規定される事項等を審議決定している。令和4年度には、別紙様式1-2-2のとおり開催されている。

専任の長として、法曹養成専攻長が置かれている。

当該法科大学院の運営に必要な経費は、設置者により負担されており、予算の配分に当たっては、予算ヒアリングが定期的に行われ、設置者が当該法科大学院の運営に係る財政上の事項についての意見を聴取する機会が設けられている。

法科大学院の管理運営を行うための事務組織として、法学政治学研究科等事務部に大学院チーム3人が組織・配置されているほか、教育支援室に5人、アドミッションオフィスに1人の職員が配

置されている。

管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、別紙様式1-2-5のとおり、相談支援研究開発センターが主催するFD・SD研修会「ストレスと上手に付き合うために」（39人参加）、総務部法務課が主催するコンプライアンス教育（215人参加）、情報システム部情報環境課が主催する情報セキュリティ教育（446人参加）のスタッフ・ディベロップメント（SD）が実施され、法学政治学研究科から教職員が参加している。

基準1-3 法科大学院の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

【評価結果】 基準1-3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

法令等により公表が求められている事項について、別紙様式1-3-1のとおり公表されている。

法曹養成連携協定が締結されており、法曹養成連携協定に関連して法令等により公表が求められている事項について、別紙様式1-3-2のとおり公表されている。

領域 2 法科大学院の教育活動等の質保証

基準 2-1 【重点評価項目】教育活動等の状況について自己点検・評価し、その結果に基づき教育活動等の質の維持、改善及び向上に継続的に取り組むための体制が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己点検・評価の実施に責任を持つ組織として、法曹養成専攻長を責任者とする法曹養成専攻学務委員会が設置されており、別紙様式 2-1-1 のとおり、教育活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、改善及び向上を図るための体制が整備されている。

関係法令等に則して教育課程連携協議会が設置され、別紙様式 2-1-2 のとおり開催されている。

基準 2-2 【重点評価項目】教育活動等の状況について自己点検・評価を行うための手順が明確に規定され、適切に実施されていること

【評価結果】 基準 2-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己点検・評価を実施するための評価項目は、法科大学院の自己点検及び評価に関する規則において定められ、手順についても明確化されており、自己点検・評価が別紙様式 2-2-1 のとおり、適切に実施されている。

自己点検・評価に当たっては、司法試験合格率、共通到達度確認試験の成績、標準修業年限修了率、留年率等の具体的かつ客観的な指標・数値を用いて教育の実施状況や教育の成果が分析されている。

また、法曹養成専攻教育会議において、共通到達度確認試験の成績等も踏まえ、法学未修者に対する教育の実施状況及び教育の成果が分析されている。

基準 2-3 【重点評価項目】法科大学院の目的に則した人材養成がなされていること

【評価結果】 基準 2-3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

修了者の司法試験の合格状況は、別紙様式 2-3-1 のとおり、全法科大学院の平均合格率等を踏まえて適切な状況にある。

また、修了者の進路等の状況は、法科大学院が養成しようとする法曹像に照らして適切な状況に

ある。

修了時の学生からの意見聴取並びに修了後に一定年限を経過した修了者からの意見聴取等の結果等から、法科大学院の目的に則した人材養成が行われている。

研究論文やリサーチペーパーの執筆を通じ、多くの学生が研究活動に取り組んでいるほか、学生主体で編集する「東京大学法科大学院ローレビュー」が刊行されている。当該ローレビューの編集委員経験者や論文掲載経験者から、修了後に研究者として活躍する者が多数輩出されており、具体的には、令和元年度から令和5年度の間、博士課程に進学した者5人のうち3人、助教となった者19人のうち12人は、当該ローレビューの編集委員経験者や論文掲載経験者となっている。また、国際機関や国外の法律事務所等における国際的なルール作りや紛争解決の場面で、各国の一流の実務家と渡り合える人材を多数輩出するため、修了者を国際機関や海外の著名な法律事務所に1ヶ月前後派遣する海外派遣プログラムが実施されている。

授業科目においても、コーポレート・ガバナンス及びM&A (Mergers and Acquisitions) に関する諸問題を扱う「英語で学ぶ法と実務1」並びに国際的紛争解決手続を扱う「英語で学ぶ法と実務2」のほか、統一テーマの下、欧米の研究者や弁護士を招へいし、合宿形式で集中的に英語による授業を行う「グローバル・ビジネスロー・サマープログラム」など、受講者自ら英語で質問し議論に参加することを求める授業が開講されており、先端的・国際的法分野を担うことのできる人材が多数養成されている。

基準2-4 【重点評価項目】教育活動等の状況についての自己点検・評価に基づき教育の改善・向上の取組が行われていること

【評価結果】 基準2-4を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

別紙様式2-2-1のとおり、教育活動等の状況についての自己点検・評価の結果、改善すべき事項があった場合には、対応計画が策定され、計画に基づいた取組がなされている。また、運営諮問会議において、取組の効果が検証されている。

なお、1授業科目における履修学生数及び平常点評価に関し、前回の認証評価において指摘された点について、十分な改善が図られているとはなお認められないことから、法科大学院認証評価等第三者からの指摘に対して、指摘に関する要因を検討し、迅速かつ的確に対応することが望ましい。

基準2-5 教員の質を確保し、さらに教育活動を支援又は補助する者も含め、その質の維持及び向上を図っていること

【評価結果】 基準2-5を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員の採用及び昇任に関して、職階ごとに求める教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実

績の基準並びに評価の方法等は、各種の内規及び申合せにおおむね定められており、別紙様式2-5-1のとおり実施されている。

また、教員の担当する授業科目は、各教員の知識、能力、実績等に応じて法曹養成専攻教育会議で決定されている。

教員の教育活動及び教育上の指導能力に関する評価の実施について、自己評価・教員評価実施細目において定められており、別紙様式2-5-2のとおり、教員の教育活動及び教育上の指導能力に関する評価が継続的に実施されている。

別紙様式2-5-3のとおり、授業参観、授業の情報交換会などの取組が、授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）として、教育方法助言委員会及び学務委員会において組織的に実施されている。

令和3年度及び令和4年度に司法研修所の民事及び刑事裁判教官等による授業参観を実施し、参観後は、法学政治学研究科長や法曹養成専攻長、担当教員との意見交換を行うなど、外部の法曹関係者との交流が定期的に行われており、法科大学院における教育の現状や改善点、法科大学院における教育が修了者にもたらす効果について、外部からの視点も踏まえた把握に努めている。

法科大学院の教育を支援又は補助する者として、法学未修者の文章力強化のための未修者指導講師（当該法科大学院の修了者）が配置されている。未修者指導講師の選任は、法科大学院同窓会に候補者の推薦を依頼し、法曹養成専攻学務委員会の議を経ることで決定されていること、及び、未修者指導講師には業務内容を記載した資料を事前に配付することにより、当該講師に対する教育の質の維持、向上を図る具体的な取組が組織的に実施されている。

基準2-6 法科大学院が法曹養成連携協定に基づいて行うこととされている事項が適切に実施されていること

【評価結果】 基準2-6を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

東京大学法学部と法曹養成連携協定が締結されており、当該法曹養成連携協定に基づいて、当該法科大学院が行うこととされている事項が適切に実施されている。

領域 3 教育課程及び教育方法

基準 3-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

【評価結果】 基準 3-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学位授与方針が、法科大学院の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定されている。

基準 3-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

【評価結果】 基準 3-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教育課程方針において、①教育課程の編成の方針、②教育方法に関する方針、③学習成果の評価の方針が明確かつ具体的に示されている。

また、教育課程方針と学位授与方針が整合性を有している。

基準 3-3 教育課程の編成が、学位授与方針及び教育課程方針に則しており、段階的かつ体系的であり、授業科目が法科大学院にふさわしい内容及び水準であること

【評価結果】 基準 3-3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

令和 5 年度においては、担当教員が未定であること、又は同じ内容を扱いつつも開講形態を見直して演習科目として実施されていること等により、8 授業科目が不開講となっているものの、法律基本科目の基礎科目、法律基本科目の応用科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目のそれぞれについて、課程の修了要件に照らして適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されている。

法律基本科目については、基礎科目を履修した後に応用科目を履修するよう教育課程が編成されている。

また、法律基本科目の履修状況に応じて、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目を履修するよう教育課程が編成されている。

展開・先端科目として、倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法（公法系）及び国際関係法（私法系）の全てが開設されている。

全体として、当該法科大学院が養成しようとする人材像に即した授業科目が展開されている。

各授業科目について、到達目標がシラバスにおいて学生に明示され、それらは段階的及び体系的な授業科目の履修の観点から適切な水準となっている。また、到達目標に適した授業内容となつて

いる。

段階的かつ体系的な教育が実施されていることが容易に確認できる資料として、法科大学院便覧において履修の手引きが学生に示されている。

基準 3-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、法科大学院にふさわしい授業形態及び授業方法が採用されていること

【評価結果】 基準 3-4 を満たしていない。

【改善を要する点】

- 法律基本科目以外の科目における 1 授業科目について、履修学生数が 200 人を超えているため、問題の要因を検討し、同時に授業を行う学生数を適切な規模に維持するよう適切な対応をとる必要がある。
- 各授業科目における授業時間の設定として、法学政治学研究科規則における規定内容は、1 単位当たり毎週 1 時間 15 回の授業を実施することを前提としているが、実際に実施されている 1 回当たりの授業時間及び授業回数は、当該規則における規定内容と整合していない。

【評価結果の根拠・理由】

授業科目の区分、内容及び到達目標に応じて、適切な授業形態、授業方法が採用されているが、シラバスについて組織的な事前チェックが十分に行われていないため、一部の授業科目において、授業の方法及び内容に関する記載が十分ではなく、シラバス上学生に対して適切に明示されていない。この点については、令和 5 年 11 月に法曹養成専攻教育会議において新たに定められた「シラバスの記載事項及びその確認に関する申合せ」により、令和 6 年度からは各授業科目での個別の告知だけでなく、シラバスにおいても授業の内容及び方法が適切に学生に明示される予定である。

法科大学院における授業形態について、組織的に統一された方針が策定されており、その方針に基づき、授業が実施されている。

将来の法曹としての実務に必要な論述の能力を涵養するよう適切に配慮されている。

法律基本科目については、複数クラスを設けることにより同時に授業を行う学生数が 50 人程度となっている。ただし、法律基本科目以外の科目における 1 授業科目について、履修学生数が 200 人を超えているため、問題の要因を検討し、同時に授業を行う学生数を適切な規模にするよう適切な対応をとる必要がある。

各授業科目における授業時間の設定として、法学政治学研究科規則における規定内容は、1 単位当たり毎週 1 時間 15 回の授業を実施することを前提としているが、実際に実施されている 1 回当たりの授業時間及び授業回数は、当該規則における規定内容と整合していない。この点について、全学における 1 単位当たりの授業時間に関する規則改正に合わせて当該規則を改正することが予定されているものの、具体的な改正時期及びその内容については確定していない。

1 年間の授業を行う期間が原則として 35 週にわたるものとなっている。

各授業科目の授業期間については、法学政治学研究科規則においては 15 週と定められているものの、実際の授業期間は、1 回の授業時間を 105 分とすることにより 13 週となっている。

履修登録の上限設定の制度（CAP制）が設けられ、関係法令等に適合している。

学生が多様なバックグラウンドを持っていることに配慮して、職業を有している者等に対する長期履修学生制度が設けられている。

基準 3－5 教育課程方針に則して、公正な成績評価が客観的かつ厳正に実施され、単位が認定されていること

【評価結果】 基準 3－5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

成績評価基準が、学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、法科大学院として策定されている。

成績評価基準は、法科大学院便覧において学生に周知されている。なお、一部の授業科目において、成績評価基準及び平常点等の試験以外の考慮要素がある場合の評価割合等が、シラバスにおいて学生に十分に周知されていなかったが、令和 5 年 11 月に法曹養成専攻教育会議において新たに定められた「シラバスの記載事項及びその確認に関する申合せ」により、成績の評価方法及び配分をシラバスに明確に記載することとされたため、令和 6 年度のシラバスより適切な記載内容となり、学生に明示されることとなっている。

成績評価において、授業に出席することをもって平常点の評価を行っている授業科目、平常点が一律満点となっており、平常点の評価が適切に実施されたのかが確認できない授業科目、及び法曹養成専攻成績評価規則に基づかない成績評価が行われている授業科目が認められ、成績評価が客観的かつ厳正に行われていることについて、組織的な確認が実施されていない。この点については、令和 5 年 11 月に「法曹養成専攻における成績評価のガイドライン」の一部が改正され、これらの成績評価は行わないことが明記された。また、成績評価について疑義がある場合には、法曹養成専攻学務委員会は、担当教員に説明を求めることができることとなっている。

相対評価方式を採用している科目に関しては、当該法科大学院が設定している評価の割合に関する方針に合致しているか否かだけでなく、学生の学習到達度も考慮して成績評価が行われるよう、法曹養成専攻教育会議において注意喚起が図られている。

追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されている。また、再試験の制度は設けられていない。

成績に対する異議申立て制度に替えて、法曹養成専攻成績評価規則に基づき、希望する学生に対して成績に関する説明の機会が設けられており、学生への回答に当たっては、法曹養成専攻学務委員会の議を経るものとされている。

法学既修者としての認定における単位の免除に関する規定が、法学政治学研究科規則において、法令等に従い定められている。ただし、自己評価書提出時点においては、法学既修者として認定する際に単位免除される具体的な授業科目に関する規定が定められていなかったが、令和 5 年 11 月の法曹養成専攻教育会議において決定されている。

他の大学院等において修得した単位や入学前の既修得単位等の認定に関する規定が、法学政治学研究科規則等において、法令等に従い定められている。

基準 3-6 法科大学院の目的及び学位授与方針に則して修了要件が策定され、公正な修了判定が実施されていること

【評価結果】 基準 3-6 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

法科大学院の目的、学位授与方針及び法令等に則して、修了要件が組織的に策定されており、法科大学院便覧において学生に周知されている。

修了の認定が、修了要件に則して組織的に実施されている。

基準 3-7 専任教員の授業負担等が適切であること

【評価結果】 基準 3-7 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

別紙様式 1-2-1-1 のとおり、法科大学院の専任教員の授業負担が適正な範囲内にとどめられている。

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、在職 10 年ごとに相当の研究専念期間が与えられており、別紙様式 3-7-2 のとおりの取得状況となっている。

領域 4 学生の受入及び定員管理

基準 4-1 学生受入方針が具体的かつ明確に定められていること

【評価結果】 基準 4-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針において、入学者に求める適性及び能力が明確に示されている。

また、入学者に求める適性及び能力を評価し判定するために、どのような評価方法で入学者選抜を実施するかについて、明確に示されている。

法学既修者の選抜及び認定連携法曹基礎課程修了者を対象とする選抜が実施されており、学生受入方針において、法学に関してどの程度の学識を求めるかについて、明確に示されている。

基準 4-2 学生の受入が適切に実施されていること

【評価結果】 基準 4-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針に沿って、別紙様式 4-2-1 のとおり入学者選抜の方法が採用されており、適切な体制の下、法学未修者として受験する社会人及び理系学部又は大学院出身者を対象とした特別選抜枠を設ける配慮を行うなど、公正かつ適正に学生の受入が実施されている。

学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が、法曹養成専攻入学者選抜委員会において行われており、面接方式の実施の有無の検討が行われるなど、その結果が入学者選抜の改善に役立てられている。

基準 4-3 在籍者数及び実入学者数が収容定員及び入学定員に対して適正な数となっていること

【評価結果】 基準 4-3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

別紙様式 4-3-1 のとおり、在籍者数は 501 人であり、収容定員からみて、適正な割合となっている。

また、別紙様式 4-3-1 のとおり、収容定員に対する在籍者数の割合、入学定員に対する実入学者数の割合、入学者数の規模及び競争倍率が、適正な割合、規模又は倍率となっている。

領域 5 施設、設備及び学生支援等の教育環境

基準 5-1 法科大学院の運営に必要な施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

【評価結果】 基準 5-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

令和 2 年 3 月に第 2 本部棟 7 階の自習室が廃止されたことに伴い、法学部 4 号館 4 階に自習席が増設されている。そのほか、前回の認証評価時から引き続き、法科大学院の運営に必要な施設・設備が法令等に基づき整備され、有効に活用されている。

基準 5-2 学生に対して、学習、生活、経済、進路、ハラスメント等に関する相談・助言、支援が行われていること

【評価結果】 基準 5-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

前回の認証評価時から引き続き、履修指導、学習相談及び支援の体制を整備し、必要な支援が行われている。

前回の認証評価時から引き続き、学生の生活、経済及び進路に関する相談・助言体制を整備し、必要な支援が行われている。

前回の認証評価時から引き続き、各種ハラスメントに関して、被害者又は相談者の保護が確保された組織的な体制が構築されている。